

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第五条第二項第四号の規定に基づき、書類を指定する件（平成二十七年国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第二項第四号の規定に基づき、書類を指定する件</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）第六条第二項第四号の規定に基づき、次に掲げる書類を指定し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行の日（平成二十七年十月五日）から適用する。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七条第一項に規定する通知カード</p>	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第五条第二項第四号の規定に基づき、書類を指定する件</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）第五条第二項第四号の規定に基づき、次に掲げる書類を指定し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行の日（平成二十七年十月五日）から適用する。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七条第一項に規定する通知カード</p>